

定 款



株式会社 ナフコ

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ナフコと称する。英文では NAFCO Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 家具、インテリア用品の販売及び内外装工事の設計、施工。
2. 衣料品、日用雑貨品、履物、カバン、文具、玩具、書籍、寝具、寝装品、化粧品
品の販売。
3. スポーツ用品、キャンプ用品、釣具、楽器、音響機器、家庭用電気製品、電気
通信機器、コンピューター、事務用機器、照明器具、音楽テープ、シーディー、
レコードその他娯楽用品の販売。
4. 大工道具、作業工具、機械工具、建築金物、建築資材、塗料、接着剤、壁紙、
床材、木材の販売。
5. ペット及びペット用品、動物用医薬品、医薬品、医薬部外品、医療品、医療用
器具、園芸用植物、生花、園芸用品、肥料、農薬、毒物、劇物、造園用資材、
農業用機械器具の販売。
6. 厨房機器、空調機器、ガス供給設備用機器、装置、石油機器、暖房機器、消火
器の販売及び設計、施工。
7. 洗面台、浴槽、トイレ、流し台等の住宅用水回り設備機器及び建具、什器、ユ
ニットバス、トイレ等の住宅設備機器の販売及び設計、施工。
8. エクステリア用品の販売及び取付工事。
9. 時計、メガネ、貴金属、宝石、光学機器、喫煙具、美術工芸品、度量衡器、精
密機器の販売並びに写真の現像、各種鍵及び印鑑の販売と加工。
10. 食料品、飲料水、米穀、塩、酒類、煙草、切手、ハガキの販売。
11. 自転車、自動車その他各種車両及びその部品、用品の販売並びに整備業。
12. 前記各商品の通信販売及びレンタル業並びに輸出入業。
13. 損害保険代理業、一般貨物自動車運送事業、貨物運送取扱業、倉庫業。
14. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理業並びに駐車場の経営。
15. 石炭、木炭、練炭、ガス、石油その他燃料類の販売。
16. レストラン、ファーストフード販売店の経営。
17. クレジットカード取扱業。
18. 建築工事、造園工事の設計監理及び請負施工並びに、住宅の改装、補修、リフ
ォーム業務。

19. 前各号に掲げる事業を営む企業に対する研究、研修、広告宣伝及び印刷物の発行。
20. 前各号に掲げる事業を営む企業に対する技術援助、経営指導及び投資に関する業務。
21. 前各号に付帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を北九州市小倉北区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、101,504,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(基準日)

- 第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

- 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

- 第 10 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

- 第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

(招集権者および議長)

- 第 12 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第 16 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

- 第 17 条 当社の取締役は、20名以内とする。

(選任方法)

- 第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第 19 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

- 第 20 条 当社は、取締役会を置く。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役相談役、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2. 前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(相談役および顧問)

第 28 条 取締役会の決議により、相談役および顧問を置くことができる。

(社外取締役の責任限定契約)

第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 30 条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(員数)

第 31 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもつ

て行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 41 条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第 42 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第46条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第48条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの剰余金の配当および中間配当には、利息をつけない。

(附則)

1. 現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および変更案第13条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。